

医療法人社団 介護老人保健施設リスタあすなろ

介護保健施設サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 利用料金表(1割負担)

下記の料金は、利用者さんにご負担いただく、サービス毎の金額です。(単位:円) ☆印は、1月分の金額です

内 容	介護保健施設サービス		短期入所療養介護		介護予防短期入所療養介護		備 考	
	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室		
要 支 援 1	—	—	—	—	578	611	介護予防短期入所療養介護費	
要 支 援 2	—	—	—	—	719	765		
要 介 護 1	698	771	753	826	—	—		介護保健施設サービス費
要 介 護 2	743	819	798	874	—	—		
要 介 護 3	804	880	859	935	—	—		
要 介 護 4	856	931	911	986	—	—		
要 介 護 5	907	984	962	1,039	—	—		
夜勤職員配置加算	24						厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしている場合	
短期集中リハビリテーション実施加算	240		—				医師の指示を受けた理学療法士等が、入所日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを提供した場合	
外泊時費用	362		—				利用者さんに対して居宅における外泊を認めた場合(1月に6日を限度とし、外泊の初日及び最終日は算定しない)	
	800		—				利用者さんに対して居宅における外泊を認めて、在宅サービスを利用される場合(1月に6日を限度とし、外泊の初日及び最終日は算定しない)	
ターミナルケア加算	①1650、②820、③160		—				①死亡日、②死亡日前日及び前々日、③死亡日以前4日から30日以下	
初期加算	30		—				入所日から起算して30日以内の場合	
再入所時栄養連携加算	400		—				施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など)	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450		—				入所期間が1月を超えると見込まれる利用者さんの居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定した場合	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480		—				(Ⅰ)に加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた支援計画を策定した場合	
試行的退所時指導加算	400		—				退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者さんとその居宅において試行的に退所させる場合において、利用者さん及び家族さんに対して退所後の療養上の指導を行った場合	
退所時情報提供加算	500		—				入所期間が1月を超える利用者さんが退所し、その居宅において療養を継続する場合において、退所後の主治医に対して診療状況を示す文書を提供した場合	
退所前連携加算	500		—				入所期間が1月を超える利用者さんが退所し、その居宅において療養を継続する場合において、居宅介護支援事業所に対して診療状況を示す文書を提供し、連携して調整を行った場合	
栄養マネジメント加算	14		—				管理栄養士が共同で作成した計画的な定期的な評価と見直しを行い、継続的に利用者さん毎の栄養管理を行った場合	
低栄養リスク改善加算	300 ☆		—				多職種が共同して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、入所者さん毎の栄養状態等を踏まえた栄養・食事調整等を行った場合	
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	235		—				肺炎、尿路感染症又は帯状疱疹を罹患されている方に対して、投薬、検査注射、処置等を行った場合(連続する7日間を限度)	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	475		—				肺炎、尿路感染症又は帯状疱疹を罹患されている方に対して、投薬、検査注射、処置等を行った場合(連続する7日間を限度)	
褥瘡マネジメント加算	10 ☆		—				関連職種の者が共同して、利用者さん毎に褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡ケア計画に基づき褥瘡管理を実施した場合(3月1回を限度)	
排泄ケア支援加算	100 ☆		—				排泄に介護を要する原因等についての分析、分析結果を踏まえた支援経過の作成及びそれに基づく支援を提供した場合	
地域連携診療計画情報提供加算	300		—				保険医療機関の作成した診療計画に基づき、利用者さんの治療等を行い、退院の翌月までに診療情報を文書で提供した場合	
療養食加算	6		8				厚生労働大臣が定める療養食を管理栄養士によって管理し、適切に提供した場合	
かかりつけ医連携薬剤調整加算	125		—				入所者さんに処方する内服薬の減少について退所時又は退所後1月以内に入所者さんの主治の医師に報告し、その内容を診療録に記載した場合	
個別リハビリテーション実施加算	—		240				医師、看護職員、理学療法士等が共同して利用者さん毎の計画に基づき、医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリテーションを提供した場合	
送迎加算	—		184				利用者さんの居宅と当施設との間の送迎を行った場合	
重度療養管理加算	—		120		—		要介護4又は要介護5であって、厚生労働大臣が定める状態にある方に対して、計画的な医学的管理を継続し、療養上必要な処置を行った場合	
緊急短期入所受入加算	—		90		—		居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画に計画されていない短期入所を緊急に利用する必要性を認めた場合。(7日を限度)	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口	—		12				介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	—		3.9%				基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象外)	
食 費	1,650						内訳:朝食費365・朝おやつ代 62・昼食費 545・昼おやつ代 93・夕食費585 経管栄養の利用者様は、1食550	
	居住費	1床室(雪・湖)	2,460				施設で提供する時間帯に利用していただいた場合	
		2床室(花・星)	1,230				テレビ、テーブル、ベッドサイドテーブル付き	
		2床室(風・月・島)	370				トイレ、洗面台付き	
		4床室						
教養娯楽費	100				施設で用意したレクリエーションや行事で使用する材料などを利用いただいた場合			
電気器具持込料	50				(対象電気器具(電気毛布・電気あんか・テレビ・パソコン)を希望により持ち込まれた場合(1機種))			
私物洗濯代	800				希望により委託業者に依頼された場合(1ネット)			
文書料	5,400				健康診断書、診療情報提供書、紹介状を発行した場合(1部)			
理美容料	右枠に記載				①カット 2,500 ②カットシャンプー 2,800 ③毛染め 4,000 ④セット・毛染め 6,500 ⑤パーマ 7,000			
インフルエンザ予防接種代	2,570				冬季(希望者のみ)			
死亡診断書	5,400				医師により、診断書を発行した場合(1部)			
エンゼルケアセット	4,100				死後処置を行わせていただいた場合			
領収書再発行代	10				領収書を再発行した場合(1月分)			
文書コピー代	10				診断書等の文書をコピーした場合(1枚)			
文書郵送代	右枠に記載				診断書等の文書を郵送した場合(切手代)			

医療法人社団 介護老人保健施設リスタあすなる

介護保健施設サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 利用料金表(2割負担)

下記の料金は、利用者さんにご負担いただく、サービス毎の金額です。(単位:円) ☆印は、1月分の金額です

内 容	介護保健施設サービス		短期入所療養介護		介護予防短期入所療養介護		備 考				
	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室					
要 支 援 1	—	—	—	—	1,156	1,222	介護予防短期入所療養介護費				
要 支 援 2	—	—	—	—	1,438	1,530					
要 介 護 1	1,396	1,542	1,506	1,652	—	—					
要 介 護 2	1,486	1,638	1,596	1,748	—	—					
要 介 護 3	1,608	1,760	1,718	1,870	—	—					
要 介 護 4	1,712	1,862	1,822	1,972	—	—					
要 介 護 5	1,814	1,968	1,924	2,078	—	—	介護保健施設サービス費				
夜勤職員配置加算	48						厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしている場合				
短期集中リハビリテーション実施加算	480	—						医師の指示を受けた理学療法士等が、入所日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを提供した場合			
外泊時費用	724	—						利用者さんに対して居宅における外泊を認めた場合(1月に6日を限度とし、外泊の初日及び最終日は算定しない)			
	1,600	—						利用者さんに対して居宅における外泊を認めて、在宅サービスを利用される場合(1月に6日を限度とし、外泊の初日及び最終日は算定しない)			
ターミナルケア加算	①3300、②1640、③320		—				①死亡日、②死亡日前日及び前々日、③死亡日以前4日から30日以下				
初期加算	60	—						入所日から起算して30日以内の場合			
再入所時栄養連携加算	800	—						施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など)			
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	900	—						入所期間が1月を超えると見込まれる利用者さんの居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定した場合			
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	960	—						(Ⅰ)に加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた支援計画を策定した場合			
試行的退所時指導加算	800	—						退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者さんとその居宅において試行的に退所させる場合において、利用者さん及び家族さんに対して退所後の療養上の指導を行った場合			
退所時情報提供加算	1,000	—						入所期間が1月を超える利用者さんが退所し、その居宅において療養を継続する場合において、退所後の主治医に対して診療状況を示す文書を提供した場合			
退所前連携加算	1,000	—						入所期間が1月を超える利用者さんが退所し、その居宅において療養を継続する場合において、居宅介護支援事業所に対して診療状況を示す文書を提供し、連携して調整を行った場合			
栄養マネジメント加算	28	—						管理栄養士が共同で作成した計画的定期的な評価と見直しを行い、継続的に利用者さん毎の栄養管理を行った場合			
低栄養リスク改善加算	600 ☆	—						多職種が共同して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、入所者さん毎の栄養状態等を踏まえた栄養・食事調整等を行った場合			
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	470	—						肺炎、尿路感染症又は帯状疱疹を罹患されている方に対して、投薬、検査注射、処置等を行った場合(連続する7日間を限度)			
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	950	—						肺炎、尿路感染症又は帯状疱疹を罹患されている方に対して、投薬、検査注射、処置等を行った場合(連続する7日間を限度)			
褥瘡マネジメント加算	20 ☆	—						関連職種の者が共同して、利用者さん毎に褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡ケア計画に基づき褥瘡管理を実施した場合(3月1回を限度)			
排せつ支援加算	200 ☆	—						排せつに介護を要する原因等についての分析、分析結果を踏まえた支援経過の作成及びそれに基づく支援を提供した場合			
地域連携診療計画情報提供加算	600	—						保険医療機関の作成した診療計画に基づき、利用者さんの治療等を行い、退院の翌月までに診療情報を文書で提供した場合			
療養食加算	12	16		—				厚生労働大臣が定める療養食を管理栄養士によって管理し、適切に提供した場合			
かかりつけ医連携薬剤調整加算	250	—						入所者さんに処方する内服薬の減少について退所時又は退所後1月以内に入所者さんの主治の医師に報告し、その内容を診療録に記載した場合			
個別リハビリテーション実施加算	—	480				—		医師、看護職員、理学療法士等が共同して利用者さん毎の計画に基づき、医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリテーションを提供した場合			
送迎加算	—	368						利用者さんの居宅と当施設との間の送迎を行った場合			
重度療養管理加算	—	240		—				要介護4又は要介護5であって、厚生労働大臣が定める状態にある方に対して、計画的な医学的管理を継続し、療養上必要な処置を行った場合			
緊急短期入所受入加算	—	180		—				居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画に計画されていない短期入所を緊急に利用する必要性を認めた場合。(7日を限度)			
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口	—		24				—		介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	—		3.9%				—		基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の2割(支給限度基準額の対象外)		
食 費	—		1,650				—		内訳:朝食費365・朝おやつ代 62・昼食費 545・昼おやつ代 93・夕食費585 経管栄養の利用者様は、1食550		
	居住費	1床室(雪・湖)	—		2,460				—		施設で提供する時間帯に利用していただいた場合
		2床室(花・星)	—		1,230				—		テレビ、テーブル、ベッドサイドテーブル付き
		2床室(風・月・鳥)	—		370				—		トイレ、洗面台付き
		4床室	—		—				—		—
教養娯楽費	—		100				—		施設で用意したレクリエーションや行事で使用する材料などを利用いただいた場合		
電気器具持込料	—		50				—		(対象電気器具(電気毛布・電気あんか・テレビ・パソコン)を希望により持ち込まれた場合(1機種))		
私物洗濯代	—		800				—		希望により委託業者に依頼された場合(1ネット)		
文書料	—		5,400				—		健康診断書、診療情報提供書、紹介状を発行した場合(1部)		
理美容料	—		右枠に記載				—		①カット 2,500 ②カットシャンプー 2,800 ③毛染め 4,000 ④セット・毛染め 6,500 ⑤パーマ 7,000		
インフルエンザ予防接種代	—		2,570				—		冬季(希望者のみ)		
死亡診断書	—		5,400				—		医師により、診断書を発行した場合(1部)		
エンゼルケアセット	—		4,100				—		死後処置を行わせていただいた場合		
領収書再発行代	—		10				—		領収書を再発行した場合(1月分)		
文書コピー代	—		10				—		診断書等の文書をコピーした場合(1枚)		
文書郵送代	—		右枠に記載				—		診断書等の文書を郵送した場合(切手代)		

医療法人社団 介護老人保健施設リスタあすなる

介護保健施設サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 利用料金表(3割負担)

下記の料金は、利用者さんにご負担いただく、サービス毎の金額です。(単位:円) ☆印は、1月分の金額です

内 容	介護保健施設サービス		短期入所療養介護		介護予防短期入所療養介護		備 考	
	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室		
要 支 援 1	—	—	—	—	1,734	1,833	介護予防短期入所療養介護費	
要 支 援 2	—	—	—	—	2,157	2,295		
要 介 護 1	2,094	2,313	2,259	2,478	—	—		介護保健施設サービス費
要 介 護 2	2,229	2,457	2,394	2,622	—	—		
要 介 護 3	2,412	2,640	2,577	2,805	—	—		
要 介 護 4	2,568	2,793	2,733	2,958	—	—		
要 介 護 5	2,721	2,952	2,886	3,117	—	—		
夜勤職員配置加算	72						厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしている場合	
短期集中リハビリテーション実施加算	720	—						医師の指示を受けた理学療法士等が、入所日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを提供した場合
外泊時費用	1,086	—						利用者さんに対して居宅における外泊を認めた場合(1月に6日を限度とし、外泊の初日及び最終日は算定しない)
	2,400	—						利用者さんに対して居宅における外泊を認めて、在宅サービスを利用される場合(1月に6日を限度とし、外泊の初日及び最終日は算定しない)
ターミナルケア加算	①4950、②2460、③480		—				①死亡日、②死亡日前日及び前々日、③死亡日以前4日から30日以下	
初期加算	90	—						入所日から起算して30日以内の場合
再入所時栄養連携加算	1,200	—						施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など)
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	1,350	—						入所期間が1月を超えると見込まれる利用者さんの居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定した場合
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	1,440	—						(Ⅰ)に加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた支援計画を策定した場合
試行的退所時指導加算	1,200	—						退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者さんとその居宅において試行的に退所させる場合において、利用者さん及び家族さんに対して退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算	1,500	—						入所期間が1月を超える利用者さんが退所し、その居宅において療養を継続する場合において、退所後の主治医に対して診療状況を示す文書を提供した場合
退所前連携加算	1,500	—						入所期間が1月を超える利用者さんが退所し、その居宅において療養を継続する場合において、居宅介護支援事業所に対して診療状況を示す文書を提供し、連携して調整を行った場合
栄養マネジメント加算	42	—						管理栄養士が共同で作成した計画的な定期的な評価と見直しを行い、継続的に利用者さん毎の栄養管理を行った場合
低栄養リスク改善加算	900 ☆	—						多職種が共同して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、入所者さん毎の栄養状態等を踏まえた栄養・食事調整等を行った場合
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	705	—						肺炎、尿路感染症又は帯状疱疹を罹患されている方に対して、投薬、検査注射、処置等を行った場合(連続する7日間を限度)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	1,425	—						肺炎、尿路感染症又は帯状疱疹を罹患されている方に対して、投薬、検査注射、処置等を行った場合(連続する7日間を限度)
褥瘡マネジメント加算	30 ☆	—						関連職種の者が共同して、利用者さん毎に褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡ケア計画に基づき褥瘡管理を実施した場合(3月1回を限度)
排せつ支援加算	300 ☆	—						排泄に介護を要する原因等についての分析、分析結果を踏まえた支援経過の作成及びそれに基づく支援を提供した場合
地域連携診療計画情報提供加算	900	—						保険医療機関の作成した診療計画に基づき、利用者さんの治療等を行い、退院の翌月までに診療情報を文書で提供した場合
療養食加算	18	24				—		厚生労働大臣が定める療養食を管理栄養士によって管理し、適切に提供した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算	375	—						入所者さんに処方する内服薬の減少について退所時又は退所後1月以内に入所者さんの主治の医師に報告し、その内容を診療録に記載した場合
個別リハビリテーション実施加算	—	720				—		医師、看護職員、理学療法士等が共同して利用者さん毎の計画に基づき、医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリテーションを提供した場合
送迎加算	—	552						利用者さんの居宅と当施設との間の送迎を行った場合
重度療養管理加算	—	360				—		要介護4又は要介護5であって、厚生労働大臣が定める状態にある方に対して、計画的な医学的管理を継続し、療養上必要な処置を行った場合
緊急短期入所受入加算	—	270				—		居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画に計画されていない短期入所を緊急に利用する必要性を認めた場合。(7日を限度)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口	36						介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3.9%						基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象外)	
食 費	1,650						内訳:朝食費365・朝おやつ代 62・昼食費 545・昼おやつ代 93・夕食費585 経管栄養の利用者様は、1食550	
	居住費	1床室(雪・湖)	2,460				—	施設で提供する時間帯に利用していただいた場合
		2床室(花・星)	1,230				—	テレビ、テーブル、ベッドサイドテーブル付き
		2床室(風・月・鳥)	370				—	トイレ、洗面台付き
		4床室	—				—	—
教養娯楽費	100						施設で用意したレクリエーションや行事で使用する材料などを利用いただいた場合	
電気器具持込料	50						(対象電気器具(電気毛布・電気あんか・テレビ・パソコン)を希望により持ち込まれた場合(1機種))	
私物洗濯代	800						希望により委託業者に依頼された場合(1ネット)	
文書料	5,400						健康診断書、診療情報提供書、紹介状を発行した場合(1部)	
理美容料	右枠に記載						①カット 2,500 ②カットシャンプー 2,800 ③毛染め 4,000 ④セット・毛染め 6,500 ⑤パーマ 7,000	
インフルエンザ予防接種代	2,570						冬季(希望者のみ)	
死亡診断書	5,400						医師により、診断書を発行した場合(1部)	
エンゼルケアセット	4,100						死後処置を行わせていただいた場合	
領収書再発行代	10						領収書を再発行した場合(1月分)	
文書コピー代	10						診断書等の文書をコピーした場合(1枚)	
文書郵送代	右枠に記載						診断書等の文書を郵送した場合(切手代)	